

 <h1>浜松市公報</h1>	発行 〒430 - 8652 浜松市中央区元城町 103 - 2 浜松市 (総務部 政策法務課) 電話 053 - 457 - 2250
--	--

目次

<告示>

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（環境部環境保全課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

<h2>告 示</h2>

浜松市告示第302号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により公示する。

令和8年5月28日

浜松市長 中 野 祐 介

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（浜松市中央区高塚町300番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別図

